

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示
(平成十八年三月二十八日経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号)

最終改正 令和六年九月三十日経済産業省・国土交通省・環境省告示第四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）第二条第六号並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第二条第一項第一号及び第二号、同条第二項、第三条第一項及び第四項、第四条、第十一条第一項第二号、第十八条第一項第二号ロ、第十九条第三項、附則第三条並びに附則第四条第一項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を次のとおり定める。

(特殊の用途に使用するため製作された自動車)

第1条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第6号の特殊の用途に使用するために製作された自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満たすものとする。ただし、専ら乗用の用に供する自動車及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による型式指定等を受けた自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）はこの限りでない。

- 一 車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造を有するものであり、かつ、その装置が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ カタピラを有するもの。
 - ロ 駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる構造のもの。
 - ハ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ニ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ホ 作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる構造のもの。
 - ヘ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ト 油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる構造のもの。
 - チ 車軸がセンターピボット方式のもの。
 - リ 車軸がヨーク回転方式のもの。
 - ヌ 車軸が脚柱回転方式のもの。
 - ル 車軸がリーニング機構方式のもの。
 - ヲ 車体が屈折するもの。
 - ワ 車体が伸縮するもの。
 - カ 前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有するもの。
- 二 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に定める運搬車であって、その構造及び装置が次の要件のいずれにも該当しているものであること。
 - イ 自動車の大きさが幅3.5m又は高さ4.3mを超えるもの。
 - ロ 原動機等の動力を用いて物品積載装置を傾斜させることにより、積載物を物品積載装置から下ろすことができる機構を有するもの。
 - ハ かじ取り装置に全油圧式ステアリングシステムを有するもの。
 - ニ 主制動装置に湿式多板ディスクブレーキを有するもの。

(特定原動機技術基準)

第2条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項第1号の基準は、次の各号に掲げるものとする。なお、この条において「7モード法」及び「L S I—N R T Cモード法」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定する7モード法及びL S I—N R T Cモード法を準用するものとし、「ディーゼル特定原動機8モード法」及び「N R T Cモード法」とは、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法及びN R T Cモード法を

準用するものとする。この場合において、細目告示別添43及び別添103中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。

一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第6条第3項の規定による判定を行う場合及び同条第5項の規定による取消しの判定を行う場合において、ガソリン又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 規則第6条第1項の検査（以下「完成検査」という。）の際、当該特定原動機を7モード法及びL S I—N R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、7モード法及びL S I—N R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については15.0、炭化水素については0.60、窒素酸化物については0.30を、それぞれ超えないものであること。

ロ 細目告示別添103に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については1%を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。

二 法第6条第3項の規定による判定を行う場合及び同条第5項の規定による取消しの判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、完成検査の際、当該特定原動機をディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号及び第四号イにおいて同じ。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値及び細目告示別添43に規定する暖機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.03

定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.025
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.0	0.19	0.4	0.02
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.0	0.19	0.4	0.02
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.5	0.19	0.4	0.02

三 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第1項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載されるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 当該特定原動機を7モード法及びL S I—N R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、7モード法及びL S I—N R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については20.0、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.40を、それぞれ超えないものであること。

ロ 当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態にある特定原動機の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部をいう。以下同じ。）を60cm程度挿入して測定したものとし、それが困難な特定原動機については、外気の混入を防止する措置を講じた上で測定するものとする。）及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については1%を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。

四 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第1項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 当該特定原動機をディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添43に規定する暖機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのN R T Cモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物

質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.04
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.033
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	6.5	0.25	0.53	0.03
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	6.5	0.25	0.53	0.03
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	4.6	0.25	0.53	0.03

ロ 当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、細目告示別添109に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあつては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。

五 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態にある特定原動機の排気管内にプローブを60cm程度挿入して測定したものとし、それが困難な特定原動機については、外気の混入を防止する措置を講じた上で測定するものとする。）及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については1%を、炭化水素については500ppm、それぞれ超えないものであること。

六 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、細目告示別添109に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあつては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。

2 規則第2条第1項第2号の基準は、原動機の作動中、確実に機能するものであることとする。ただし、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

一 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

二 法第6条第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機（以下「型式指定特定原動機」という。）であつて、触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素選択還元型触媒システム、ディーゼル微粒子除去装置等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）が取り外されているもの（法第19条の登録特定原動機検査機関（以下単に「登録特定原動機検査機関」という。）の証する書面により、前項の性能が維持されていることが明らかなものを除く。）

三 型式指定特定原動機であつて、電子制御式燃料供給装置を備えるものにあつては、当該装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの（登録特定原動機検査機関の証する書面により、前項の性能が維持されていることが明らかなものを除く。）

四 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

3 ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未

満のもの（軽油を燃料とするものにあつては、過給機を備えたものを除く。）に備えるブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）の規則第2条第1項第3号の基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。ただし、軽油を燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未満のもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあつては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

（燃料の規格）

第3条 規則第2条第2項の燃料は、細目告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、当分の間、次の表の第一欄に掲げる特定特殊自動車については、同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えに係る特定特殊自動車	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油を使用することを前提に製作された特定特殊自動車	細目告示第3条の表軽油の項	次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下 ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%超5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 (1) メタノールが質量比0.01%以下 (2) 酸価が0.13以下 (3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比0.003%以下 (4) 酸価の増加量が0.12以下	脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下

（主務大臣等に提示する特定原動機に係る運転条件）

第4条 規則第3条第1項の特定原動機に係る運転条件は、次の表の特定特殊自動車の種類及び定格出力の欄に応じて、それぞれ同表の運転時間数の欄に掲げる時間以上、同表の運転条件の欄に掲げる条件により運転することにより行うものとする。

特定特殊自動車の種類	定格出力	運転時間数	運転条件
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	19kW以上560kW未満	5,000時間	運転条件A
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	5,000時間	運転条件B
	37kW以上560kW未満	8,000時間	

備考

- この表において運転条件Aとは、次に掲げる条件に該当するものをいう。
 - 特定原動機を運転している間の平均負荷率が30%以上であること。
 - 特定原動機を定格回転速度の60%以上で運転している時間の割合が80%以上であること。
 - 特定原動機を定格回転速度の90%以上で運転している時間の割合が6%以上であること。
- この表において運転条件Bとは、次に掲げる条件に該当するものをいう。
 - 特定原動機を運転している間の平均負荷率が40%以上であること。
 - 特定原動機を定格回転速度の60%以上で運転している時間の割合が70%以上であること。
 - 特定原動機を定格回転速度の90%以上で運転している時間の割合が20%以上であること。

（運転に代替する書面）

第5条 規則第3条第4項の書面は、次の各号に掲げるものとする。

- 型式指定の申請に係る特定原動機（以下この項において「申請特定原動機」という。）について、前条に掲げる運転を行ったことを証する書面又は前条に掲げる運転により特定原動機に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請特定原動機に生じさせる運転を行ったことを証する書面
- 前号の運転を行った申請特定原動機が、特定原動機技術基準に適合していることを証する書面

(型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置)

第6条 規則第4条の特定装置(以下「特定装置」という。)は、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては、細目告示第41条第1項第13号及び同項第19号、同条第2項第1号並びに同条第3項の基準に、軽油を燃料とするものにあつては、細目告示第41条第1項第15号、第2項第1号及び第3項の基準に、それぞれ適合するものとする。

(特定特殊自動車技術基準)

第7条 規則第11条第1項第2号の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態にある特定特殊自動車の排気管内にプローブを60cm程度挿入して測定したものとし、それが困難な特定特殊自動車については、外気の混入を防止する措置を講じた上で測定するものとする。)及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については1%を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。
- 二 軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、細目告示別添109に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態(それが不可能な構造を有する特定特殊自動車にあつては、当該特定原動機の負荷が最小になる状態)のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。

(基準適合表示の様式の細目)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定する様式第8の2に表示する年は、同様式に定める表示を付する特定特殊自動車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2014年とする。

(少数生産車の基準の細目)

第9条 規則第18条第1項第2号ロの基準は、軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当するものとする。

定格出力	同等とみなす基準
19kW以上37kW未満	Tier4、Stage V
37kW以上56kW未満	Tier4、Stage III B、Stage V
56kW以上560kW未満	Tier4、Stage IV、Stage V

備考

- 1 Tier4は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039(以下「Part1039」という。)に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
 - イ Part1039の§ 1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準
 - ロ Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program(以下「ABT program」という。)を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準
- 2 Stage III B及びStage IVは、97/68/EC及びその改定指令に規定する基準をいう。
- 3 Stage Vは、(EU) 2016/1628及びその改定規則に規定する基準をいう。

(少数生産車の承認申請における特定特殊自動車の型式の細目)

第10条 規則第19条第3項の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 車体の外形
- 二 動力伝達装置の種類及び主要構造
- 三 走行装置の種類及び主要構造
- 四 操縦装置の種類及び主要構造
- 五 懸架装置の種類及び主要構造

- 六 車わく
- 七 軸距
- 八 主制動装置の種類

(少数特例表示の様式の細目)

第11条 規則第20条第1項第2号に規定する各様式に表示する年は、次のとおりとする。

- 一 同号イに規定する様式第15の2に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2011年とする。
- 二 同号ロに規定する様式第15の3に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力が、19kW以上56kW未満であるときは2011年とし、56kW以上560kW未満であるときは2014年とする。

(平成22年改正に係る特定原動機技術基準に関する適用関係)

第12条 軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日(輸入される特定原動機(以下「輸入特定原動機」という。))にあつては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定原動機の適用日)前に主務大臣からその型式について指定を受け、かつ、次の各号に掲げる条件に適合する場合に限り、型式指定特定原動機とすることができる。なお、この条において「平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成22年国土交通省告示第197号)による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を準用するものとし、この場合において、同別添中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。ただし、測定装置については、細目告示別添43「ディーゼル特定自動車排出ガスの測定方法」の規定を適用することができるものとする。

定格出力	適用日	輸入特定原動機の適用日
19kW以上37kW未満	平成25年10月1日	平成27年9月1日
37kW以上56kW未満	平成25年10月1日	平成26年11月1日
56kW以上75kW未満	平成24年10月1日	平成26年4月1日
75kW以上130kW未満	平成24年10月1日	平成25年11月1日
130kW以上560kW未満	平成23年10月1日	平成25年4月1日

- 一 完成検査の際、当該特定原動機を平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)を、平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びそれらと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.00	1.00	6.00	0.40
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.00	0.70	4.00	0.30
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.00	0.70	4.00	0.25
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.00	0.40	3.60	0.20
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.50	0.40	3.60	0.17

二 完成検査の際、当該特定原動機を平成22年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%

三 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第43号）による改正前の細目告示別添46（以下「平成26年改正前細目告示別添46」という。）に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであること。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m ⁻¹
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m ⁻¹
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m ⁻¹
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m ⁻¹

2 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第1項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定特殊自動車の前項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に製作又は輸入（以下「製作等」という。）をしたものである場合に限り、第2条第1項第4号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあつては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであれば、規則第2条第1項第1号の基準に適合するものとする。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m ⁻¹
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m ⁻¹
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m ⁻¹
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m ⁻¹

3 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるもののうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成22年経済産業省・国土交通省・環境省告示第107号。以下「平成22年改正告示」という。）による改正前の特定原動機技術基準又は前二項若しくは第13

条の規定に適合するものは、第2条第1項第6号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあつては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであれば、規則第2条第1項第1号の基準に適合するものとする。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であつて、当該光吸収係数が、同表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

特定原動機の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%	1.62m ⁻¹
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%	1.27m ⁻¹
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%	1.01m ⁻¹
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%	0.80m ⁻¹

（平成22年改正に係る型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置に関する適用関係）

第13条 軽油を燃料とする特定原動機であつて定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、第6条の規定にかかわらず、第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に型式指定特定原動機とみなす特定装置にあつては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用整理告示」という。）第28条第137項、第139項、第141項、第143項、第145項、第147項及び第148項並びに細目告示第41条第2項第1号の基準に適合するものであればよい。

（平成22年改正に係る特定特殊自動車技術基準に関する適用関係）

第14条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第7条第2号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造を有する特定特殊自動車にあつては、当該特定原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定特殊自動車の種別に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないもので、かつ、第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入される特定特殊自動車（以下「輸入特定特殊自動車」という。）にあつては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）前に法第10条第1項の規定により届出された場合に限り、特定特殊自動車技術基準に適合するものとしてすることができる。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であつて、当該光吸収係数が、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

特定特殊自動車の種別	黒煙	光吸収係数
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	40%	1.62m ⁻¹
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	35%	1.27m ⁻¹
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	30%	1.01m ⁻¹
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	25%	0.80m ⁻¹

2 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる日前に製作等をしたものは、第7条第2号の規定にかかわらず、前項の条件を満たすものであれば、規則第11条第1項第2号の基準に適合するものとする。

3 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、その搭載される特定原動機が第12条第3項の規定の適用を受けるものは、第7条第2号の規定にかかわらず、第1項の条件を満たすものであれば、規則第11条第1項第2号の基準に適合するものとする。

(平成22年改正に係る適用日以後の型式届出特定特殊自動車に係る技術基準に関する適用関係)

第15条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもの（第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）以後に、法第10条第1項の規定による届出がされたものを除く。）は、第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）以後に、法第10条第1項の規定による届出がされる場合においては、第20条第1項の黒煙による汚染の度合いに関する条件に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第17条第1項各号又は第19条の規定に適合しなければならない。

2 軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車であって、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたもの（第18条の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたものを除く。）は、第20条第1項の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第17条第1項各号又は第19条の規定に適合しなければならない。

定格出力	適用日
19kW以上37kW未満	平成27年9月1日
37kW以上56kW未満	平成26年11月1日
56kW以上75kW未満	平成26年4月1日
75kW以上130kW未満	平成25年11月1日
130kW以上560kW未満	平成25年4月1日

(平成22年改正に係る少数生産車の基準の細目に関する適用関係)

第16条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第9条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当し、かつ、第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受ける場合に限り、規則第18条第1項第2号口の規定により承認を受けた少数生産車とすることができる。

定格出力	同等とみなす基準
19kW以上37kW未満	Tier2、StageⅢA
37kW以上560kW未満	Tier3、StageⅢA

備考

1 Tier2及びTier3は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89に規定する基準をいう。

2 StageⅢAは、97/68/EC及びその改定指令に規定する基準をいう。

(平成26年改正に係る特定原動機技術基準に関する適用関係)

第17条 軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、平成22年3月18日以後、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定原動機にあつては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定原動機の適用日）前に主務大臣からその型式について指定を受け、かつ、次の各号のいずれにも適合する場合に限り、型式指定特定原動機とすることができる。なお、この条において「平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法」及び「平成26年改正前NRTCモード法」とは、それぞれ道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第43号）による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法を準用するものとし、この場合において、同別添中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。ただし、測定装置については、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」の規定を適用することができるものとする。

定格出力	適用日	輸入特定原動機の適用日
19kW以上56kW未満	平成28年10月1日	平成29年9月1日
56kW以上130kW未満	平成27年10月1日	平成29年9月1日
130kW以上560kW未満	平成26年10月1日	平成28年9月1日

一 完成検査の際、当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値及び細目告示別添43に規定する暖機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.03
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.025
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02

定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.5	0.19	2.0	0.02
-----------------------------	-----	------	-----	------

二 完成検査の際、当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであること。

三 平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであること。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に測定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないときは、当該汚染の度合いが25%を超えないものとみなす。

2 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第1項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定特殊自動車が、平成22年3月18日以後、前項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に製作等をしたものである場合に限り、第2条第1項第4号の規定にかかわらず、第1号及び第2号又は第3号の条件に適合するものであれば、規則第2条第1項第1号の基準に適合するものとする。

一 当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添43に規定する暖機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前NRTCモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.04
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.033
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03
定格出力が130kW以上560kW未満	4.6	0.25	2.7	0.03

である特定原動機				
----------	--	--	--	--

二 当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機8モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであること。

三 当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであること。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に測定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないときは、当該汚染の度合いが25%を超えないものとみなす。

3 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるもののうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「平成26年改正告示」という。）による改正前の特定原動機技術基準又は前二項若しくは第19条の規定に適合するものは、第2条第1項第6号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであれば、規則第2条第1項第1号の基準に適合するものとする。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないときは、当該汚染の度合いが25%を超えないものとみなす。

（第2条第3項の適用除外）

第18条 軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日前に製作等をしたもの（平成26年改正告示による改正後の第2条の基準に適合するものとして法第6条第1項の指定を受けた特定原動機及び前条1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日以降に製作等をしたもののうち、法第17条第1項ただし書の確認を受けた特定特殊自動車に搭載された特定原動機を除く。）については、第2条第3項の規定は適用しない。

定格出力	適用日
19kW以上130kW未満	平成29年9月1日
130kW以上560kW未満	平成28年9月1日

（平成26年改正に係る型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置に関する適用関係）

第19条 軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月18日以後、第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に型式指定特定原動機とみなす特定装置にあっては、適用整理告示第28条第155項、第157項、第159項及び第161項並びに細目告示第41条第2項第1号の基準に適合するものであればよい。

（平成26年改正に係る特定特殊自動車技術基準に関する適用関係）

第20条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第7条第2号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造を有する特定特殊自動車にあっ

ては、当該特定原動機の負荷が最小になる状態) のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないもので、かつ、平成22年3月18日以後、第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日(輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。)前に法第10条第1項の規定による届出がされた場合に限り、特定特殊自動車技術基準に適合するものとする事ができる。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないときは、当該汚染の度合いが25%を超えないものとみなす。

- 2 法第17条第1項ただし書の確認を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、平成22年3月18日以後、第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に製作等をしたものは、第7条第2号の規定にかかわらず、前項の条件を満たすものであれば、規則第11条第1項第2号の基準に適合するものとする。
- 3 法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、その搭載される特定原動機が第17条第3項の規定の適用を受けるものは、第7条第2号の規定にかかわらず、第1項の条件を満たすものであれば、規則第11条第1項第2号の基準に適合するものとする。

(平成26年改正に係る適用日以後の型式届出特定特殊自動車に係る技術基準に関する適用関係)

第21条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日(輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。)以後に、法第10条第1項の規定による届出がされる場合においては、第7条第2号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第2条第1項第2号又は第6条の規定に適合しなければならない。

- 2 軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車であって、第18条の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたものは、第7条第2号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第2条第1項第2号又は第6条の規定に適合しなければならない。

(平成26年改正に係る基準適合表示の様式の細目に関する適用関係)

第22条 軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車のうち第20条第1項の規定により特定特殊自動車技術基準に適合することとなるものであって、その搭載される型式指定特定原動機が平成26年改正告示による改正前の特定原動機技術基準又は第17条第1項若しくは第19条の規定に適合するものについて、規則第16条第1項の規定により同項第2号に規定する様式第8の2に表示する年は、第8条の規定にかかわらず、同様式に表示を付する特定特殊自動車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず2011年とする。

- 2 軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち法第12条第2項に規定する道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行したものであって、第19条の規定に適合するもの又は第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの若しくは道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「平成22年改正規則」という。)附則第2条第2項第2号に規定するものを除く。)について、規則第16条第1項の規定により同項第2号に規定する様式第8の2に表示する年は、第8条の規定にかかわらず、同様式に表示を付する特定特殊自動車が搭載する特

定原動機の定格出力にかかわらず2011年とする。

(平26経産国交環省告1・追加)

(平成26年改正に係る少数生産車の基準の細目に関する適用関係)

第23条 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって次の表の左欄に掲げる定格出力である特定原動機を備えたもの(第12条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力(56kW以上560kW未満に限る。))に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受けたものを除く。)は、第9条の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる基準に該当し、かつ、第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力(56kW以上560kW未満に限る。))に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受ける場合に限り、規則第18条第1項第2号口の規定により承認を受けた少数生産車とすることができる。

定格出力	同等とみなす基準
56kW以上560kW未満	Interim Tier4、StageⅢB

備考

1 Interim Tier4は、Part1039に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。

イ Part1039の § 1039. 102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準

ロ Part1039のSubpart Hに規定するABT programを適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準

2 StageⅢBは、97/68/EC及びその改定指令に規定する基準をいう。

(平成26年改正に係る少数特例表示の様式の細目に関する適用関係)

第24条 軽油を燃料とする少数生産車のうち第17条第1項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に規則第18条第1項第2号イの規定により承認を受けたもの又は前条の規定により承認を受けたものについて、規則第20条第1項第2号イ及びロに規定する様式に表示する年は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 同号イに規定する様式第15の2に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2006年とする。

二 同号ロに規定する様式第15の3に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2011年とする。

(令和6年改正に係る特定原動機技術基準に関する適用関係)

第25条 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって、令和9年9月30日以前に製作等をした定格出力が19kW以上560kW未満であるもの(令和6年10月1日以後に法第6条第1項の規定による指定を受けたもの及び令和6年9月30日以前に特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和6年経済産業省・国土交通省・環境省第4号。以下「令和6年改正告示」という。))による改正後の第2条第1項第1号イに掲げる条件に適合するものとして法第6条第1項の規定による指定を受けたものを除く。)は、第2条第1項第1号イの規定にかかわらず、完成検査の際、当該特定原動機を令和6年改正告示による改正前の第2条第1項本文に規定するガソリン・液化石油ガス特殊原動機7モード法により運行する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)を、同ガソリン・液化石油ガス特定原動機7モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であつて既に完成検査を終了したものすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については20.0、炭化水素については0.60、窒素酸化物については0.60を、それぞれ超えないものであればよい。

2 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものについて令和6年10月1日以後に法第10条第1項の規定による届出がされる場合においては、その搭載される型式指定特定原動機(法第6条第7項の規定により型式指定特定原動機とみなすものを除く。)が令和6年改正告示による改正後の第2条第1項第1号

イに掲げる条件に適合したものでなければならない。

- 3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする型式届出特定特殊自動車（令和6年9月30日以前に法第10条第1項の規定による届出がされたものに限る。）であって、令和9年10月1日以後に製作等をしたものは、その搭載される型式指定特定原動機（法第6条第7項の規定により型式指定特定原動機とみなすものを除く。）が令和6年改正告示による改正後の第2条第1項第1号イに掲げる条件に適合したものでなければならない。

第26条 法第17条第1項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第1項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載されるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定特殊自動車が令和9年9月30日以前に製作等をしたものである場合に限り、第2条第1項第3号イの規定にかかわらず、当該特定原動機を令和6年改正告示による改正前の第2条第1項の本文に規定するガソリン・液化石油ガス特定原動機7モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特定原動機7モード法により運転をする場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を、それぞれ超えないものであればよい。

第27条 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって、令和9年9月30日以前に製作等をした定格出力が19kW以上560kW未満であるもの（令和6年10月1日以後に法第6条第1項の規定による指定を受けたもの及び令和6年9月30日以前に令和6年改正告示による改正後の第2条第3項の基準に適合するものとして法第6条第1項の規定による指定を受けたものを除く。）については、第2条第3項の規定は適用しない。

- 2 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものについて令和6年10月1日以後に法第10条第1項の規定による届出がされる場合又は法第17条第1項ただし書の確認を受ける場合は、その特定特殊自動車に搭載される特定原動機（法第6条第7項の規定により型式指定特定原動機とみなすものを除く。）が令和6年改正告示による改正後の第2条第3項の基準に適合したものでなければならない。

- 3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする型式届出特定特殊自動車（令和6年9月30日以前に法第10条第1項の規定による届出がされたものに限る。）であって、令和9年10月1日以後に製作等をしたものは、その搭載される型式指定特定原動機（法第6条第7項の規定により型式指定特定原動機とみなすものを除く。）が令和6年改正告示による改正後の法第2条第3項の基準に適合したものでなければならない。

（令和6年改正に係る型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置に関する適用関係）

第28条 規則第4条の特定装置が適用整理告示第28条第1項第25号の規定の適用を受ける場合にあつては、第6条の規定にかかわらず、当該特定装置に細目告示第41条第3項の規定は適用しない。

- 2 規則第4条の特定装置が適用整理告示第28条第207項の規定の適用を受ける場合にあつては、第6条の規定にかかわらず、当該特定装置に細目告示第41条第1項第13号の規定は適用しない。

（規制適用日）

第29条 規則附則第3条の告示で定める日は、次の表の左欄に掲げる特定特殊自動車の種別に応じて適用される定格出力ごとに、それぞれ同表の適用日の欄に掲げる日とする。

特定特殊自動車の種類	定格出力	適用日
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成19年10月1日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成19年10月1日
	37kW以上75kW未満	平成20年10月1日
	75kW以上130kW未満	平成19年10月1日
	130kW以上560kW未満	平成18年10月1日

(継続生産車の規制適用日)

第30条 規則附則第4条第1項の告示で定める日は、次の表の左欄に掲げる特定特殊自動車の種別に応じて適用される定格出力ごとに、それぞれ同表の適用日の欄に掲げる日とする。

特定特殊自動車の種類	定格出力	適用日
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成20年8月31日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成20年8月31日
	37kW以上56kW未満	平成21年8月31日
	56kW以上75kW未満	平成22年8月31日
	75kW以上560kW未満	平成20年8月31日

(基準適合表示及び少数特例表示に関する経過措置)

第31条 平成22年改正規則附則第2条第3項の規定による基準適合表示及び少数特例表示の適用関係の整理のため必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車のうち第14条第1項の規定によるものであって、その搭載される型式指定特定原動機が平成22年改正告示による改正前の特定原動機技術基準又は第12条第1項若しくは第13条の規定に適合するものについて、法第12条第1項の規定により付することができる基準適合表示は、規則第16条第1項第2号の規定にかかわらず、規則様式第8に定める表示とする。
- 二 軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち法第12条第2項に規定する道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行したものであって、第13条の規定に適合するものについて、法第12条第2項の規定により付することができる基準適合表示は、規則第16条第1項第2号の規定にかかわらず、規則様式第8に定める表示とする。(平成22年改正規則附則第2条第2項第2号に規定するものを除く。)
- 三 軽油を燃料とする少数生産車のうち平成22年改正規則附則第3条又は第16条の規定により承認を受けたものについて、法第12条第3項の規定により付することができる少数特例表示は、規則第20条第1項第2号の規定にかかわらず、規則様式第15に定める表示とする。

(継続生産車の少数特例適用日)

第32条 平成22年改正規則附則第3条の告示で定める日は、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じた特定原動機を備える特定特殊自動車の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日とする。

定格出力	適用日
19kW以上37kW未満	平成25年10月1日
37kW以上56kW未満	平成25年10月1日
56kW以上75kW未満	平成24年10月1日
75kW以上130kW未満	平成24年10月1日
130kW以上560kW未満	平成23年10月1日

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文 (平成二十年三月十八日経済産業省・国土交通省・環境省告示第二十三号) 抄
平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十二年三月十八日経済産業省・国土交通省・環境省告示第一〇七号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二十日経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号)
この告示は、公布の日から施行する。

改正文 (令和元年十二月二七日経済産業省・国土交通省・環境省告示第七十四号) 抄
公布の日から適用する。

附 則 (令和六年九月三十日経済産業省・国土交通省・環境省告示第四号) 抄
公布の日から適用する。